

19. 小牧市

★印は請願・陳情の重点項目です。

【陳情事項】

【1】憲法第 25 条、地方自治法第 1 条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

① 住宅改修、福祉用具の受取代理（受領委任払い）制度を実施してください。

② 障害者控除の認定にあたって、次の 3 点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

③ 福祉給付金の支払いは、現物給付（窓口無料）にしてください。当面、自動払いしてください。

【陳情事項に対する回答】

【1】〔福祉部全体〕

法の趣旨を尊重し、第 5 次小牧市総合計画に基づく効率的な行財政運営に努めます。

★【2】

① 〔介護保険課〕
検討します。

② 〔介護保険課〕
ア. 国の定めにしたがって認定しており、本市独自の「障害者控除」に関する施策は検討しておりません。

イ. 対象者のうち更新者については個別に案内しており、現行どおり行っていきたいと考えております。

ウ. 現行どおり行っていきたいと考えております。

③ 〔国保年金課〕
現物給付の取り扱いにつきましては、福祉給付金が愛知県制度であるため、今後の県の動向を見ながら判断していきたいと考えています。自動払いにつきましては、平成 18 年度より実施済みです。

★印は請願・陳情の重点項目です。

④ 老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

⑤ 2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

⑥ 子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付（窓口無料）にしてください。

⑦ 国民健康保険の保険料（税）2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

⑧ 出産・育児一時金の受取代理（受領委任払い）制度を実施していない市町村は実施してください。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

① 保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

② 介護保険料について

★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

④〔国保年金課〕

法令で申請が必要とされています。「基準収入額適用申請書」は、個別送付しています。

⑤〔国保年金課〕

後期高齢者医療にかかる高額介護合算療養費の払い戻しの手続き方法については、愛知県後期高齢者医療広域連合と調整して決定していきます。2回目以降、自動払いと出来るかについては、今後、愛知県後期高齢者医療広域連合と県下各市町村で検討して決定していきます。

⑥〔国保年金課〕

現物給付を実施しています。

⑦〔国保年金課〕

現在のところ、考えていません。

⑧〔国保年金課〕

受領委任払いを実施しています。

【3】

1.

(1)

①〔介護保険課〕

介護保険法の趣旨に従って制度を運営しており、これに一般財源を投入することは考えておりません。

②〔介護保険課〕

★ア. 保険料減免制度を設けております。

★印は請願・陳情の重点項目です。

<p>イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。</p> <p>③ 利用料について</p> <p>★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。</p> <p>イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。</p> <p>ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。</p> <p>④ 要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。</p> <p>⑤ 地域包括支援センターについて</p> <p>★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。</p> <p>イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。</p> <p>ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。</p>	<p>イ. 国の定め等を遵守して対応することになると考えています。</p> <p>③ [介護保険課]</p> <p>★ア. 本市独自の施策については考えておりません。</p> <p>イ. 本市独自の施策については考えておりません。</p> <p>ウ. 本市独自の施策については考えておりません。</p> <p>④ [介護保険課]</p> <p>車いすに関しては、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより必要と判断された場合に、介護ベッドについては市の書面等による確認ができた場合に、それぞれ例外給付を認めております。市としては、手続きにできるだけ時間がかからないようケアマネージャー等に対し、今後も適切な指導をまいります。</p> <p>⑤ [介護保険課]</p> <p>★ア. 地域包括支援センターは、平成19年度からは4箇所設置しています。また、人員は各センターとも専門職3人以上を配置しています。</p> <p>イ. 権利擁護等の包括的支援事業は地域包括支援センターで行っていますが、事業の実施主体は市であり、事業が適切に行われるよう市が主体的に関わっております。</p> <p>ウ. 介護保険制度の枠内で必要な委託料を計上していきたいと考えています。</p>
--	---

★印は請願・陳情の重点項目です。

<p>⑥ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。</p> <p>⑦ 人材確保と質の向上のために</p> <p>ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。</p> <p>イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。</p> <p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>① 地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。</p> <p>② 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。</p> <p>③ 独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。</p> <p>④ 要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。</p> <p>⑤ 住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。</p>	<p>⑥ [介護保険課] 平成20年度までの基盤整備は第3次小牧市高齢者保健福祉計画に基づいて計画的に行っております。平成21年度以後の整備計画については第4次高齢者保健福祉計画を策定する中で検討していきたいと考えております。</p> <p>⑦ [介護保険課] ア. ケアマネジャーの現任研修は平成15年度から、ホームヘルパーの現任研修は平成17年度から実施しているところです。</p> <p>イ. 現任研修や事業者連絡会における研修会などの機会に、保険者として必要であれば、研修項目等に追加することを検討します。</p> <p>(2)</p> <p>① [介護保険課] 一般会計と介護保険特別会計における事業は、現行どおり実施します。</p> <p>② [高年福祉課] 現時点では、実施は考えておりません。</p> <p>③ [リサイクルプラザ] 独居高齢者世帯に対する生活支援として「小牧市こまやか収集」を実施しています。</p> <p>④ [高年福祉課] 手当の引上げ等について、考えておりません。</p> <p>⑤ [介護保険課] 現時点では考えておりません。</p>
---	--

★印は請願・陳情の重点項目です。

<p>★⑥ 介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。</p> <p>2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について</p> <p>★① 公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。</p> <p>② 市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。</p> <p>3. 高齢者医療の充実について</p> <p>★① 2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。</p> <p>② 福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。</p> <p>★③ 後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。</p>	<p>★⑥ 〔企画課〕 こまき巡回バスは、市内の交通空白地域の解消や公共施設の利用促進を目的に運行されており、敬老パスや地域巡回バスなど外出支援としての運行は考えておりません。</p> <p>2.</p> <p>★① 〔国保年金課〕 国で激変緩和措置が講じられており、現在のところ市として国民健康保険税の新たな軽減措置は考えていません。</p> <p>〔介護保険課〕 介護保険法等の定めにしたがって算定しております。</p> <p>② 〔国保年金課〕 現在のところ、国民健康保険税の新たな減免制度は考えていません。</p> <p>〔介護保険課〕 介護保険法等の定めにしたがって算定しております。</p> <p>3.</p> <p>★① 〔国保年金課〕 国民皆保険を堅持するためには止むを得ないことであり、市としても負担増となる分を市費で補填することは市の財政を圧迫することとなるため、現在のところその考えはありません。</p> <p>② 〔国保年金課〕 愛知県制度であるため、県制度に準じた内容で実施していきます。</p> <p>★③ 〔国保年金課〕 愛知県後期高齢者医療広域連合で定められる規準により県下統一的に実施されるものと考えています。</p>
--	--

★印は請願・陳情の重点項目です。

<p>4. 子育て支援について</p> <p>★① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。</p> <p>★② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。</p> <p>③ 妊産婦医療費無料制度を新設してください。</p> <p>④ 就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。</p> <p>5. 国保の改善について</p> <p>① 制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。</p> <p>★② 保険料（税）について</p> <p>ア. 保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。</p>	<p>4.</p> <p>★①〔国保年金課〕</p> <p>現在のところ、当面平成20年4月から入・通院とも小学校3年生まで（県が入院の補助対象を中学3年生までとなった場合は市も入院については中学3年生まで）として実施する予定です。</p> <p>★②〔保健センター〕</p> <p>妊婦の無料検診制度については、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に健康診査票をお配りしています。19年度より2回から5回に拡充いたしました。他市町村との均衡、財政負担の増加等から現在のところ変更は考えておりません。</p> <p>③〔国保年金課〕</p> <p>現在のところ、考えていません。</p> <p>④〔学校教育課〕</p> <p>就学援助の認定にあたっては、従来から保護者の経済状況に加えて家庭の諸事情等を勘案して総合的に判断し、制度の充実に努めているところです。なお、申請の受付については、教育委員会事務局学校教育課で、年度途中においても随時申請の受付を行っています。</p> <p>5.</p> <p>①〔国保年金課〕</p> <p>「公平な負担」という考え方も必要と思っています。</p> <p>★②〔国保年金課〕</p> <p>ア. 医療費の上昇に伴う財源確保のため、必要に応じて保険税の見直しをすべきと考えます。</p> <p>イ. 国の制度に関する事項であり、市で判断できません。</p>
--	---

★印は請願・陳情の重点項目です。

<p>ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。</p> <p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。</p> <p>★③ 保険料（税）滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行をおこなわず、払う意思があって分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。</p> <p>イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p> <p>ウ. 保険料（税）の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。</p> <p>④ 国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行をおこなわないでください。</p> <p>⑤ 一部負担金の減免制度（国保法第44条）の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。</p> <p>⑥ 国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。</p> <p>6. 生活保護について</p> <p>①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。</p>	<p>ウ. 減免につきましては、平成16年度に拡充しましたので、現時点では見直しの考えはありません。</p> <p>エ. ウに同じ。</p> <p>★③〔国保年金課〕</p> <p>ア. 悪質な滞納者には、必要に応じて資格証明書の交付をしていきたいと考えています。また、短期保険証の交付につきましては、必要最小限としています。</p> <p>イ. 払いきれない保険税につきましては、分納等の相談を受け付けています。</p> <p>ウ. 国の指針に従い、原則的には交付していませんが、特別な事情がある場合は個別に検討していきます。</p> <p>④〔国保年金課〕 現在のところ、具体的な検討はまだしていません。</p> <p>⑤〔国保年金課〕 現在のところ、一部負担金の減免は考えていません。</p> <p>⑥〔国保年金課〕 現在の市の国保財政では不可能です。</p> <p>6.</p> <p>①〔福祉課〕 生活保護法に基づき適正な保護行政を実施しており、締め付けは行っていません。</p>
---	---

★印は請願・陳情の重点項目です。

7. 障害者施策の充実について

① 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

③ 移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

★④ 精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

⑤ 障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

⑥ 学齢障害児（小学生～中高生）の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

⑦ 地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

7.

①〔福祉課〕

当面は法の定めに基づいた実施を考えております。

②〔福祉課〕

補装具、日常生活用具は、本年4月から5%負担としたところであり、他の地域生活支援事業についても月額負担上限額を超えた額は償還しているところです。

③〔福祉課〕

原則として1日の範囲内で用務を終える、通年かつ長期にわたらない利用に対して個々の実情に応じて支給決定をしているところです。

★④〔国保年金課〕

通院は、精神疾患のみを対象に現物支給、入院は、精神疾患以外も含め償還払いで対応しています。

⑤〔福祉課〕

当面は法の定めに基づいた実施を考えております。

⑥〔福祉課〕

民間の児童デイサービス活用で支援を実施しているところであり、移動支援についても個々の実情に応じて支給決定をしているところです。

⑦〔福祉課〕

当面は法の定めに基づいた実施を考えております。

★印は請願・陳情の重点項目です。

8. 健診事業について

★① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

② 歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

③ 子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

④ 前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

8.

★① [保健センター]

歯周疾患検診については、現在無料で実施しております。がん検診については、かかる費用の一部を負担していただいておりますが、他市町村との均衡、財政負担の増加等から、現在のところ変更する考えはありません。なお、満70歳以上の方には減免措置があります。

実施期間は、がん検診については集団方式で胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんを5月～3月、個別方式で子宮がんを5月～2月に実施しています。また、歯周疾患検診に関しては、集団方式ですが通年を通して7回実施しています。

[国保年金課]

国民健康保険加入者の特定健診に係る自己負担額、実施方法については、現在策定中の特定健診等実施計画の中で整理し、決定していく予定です。

② [保健センター]

歯周疾患検診は、現在、成人歯科検診として保健センター等で無料で実施しています。

[国保年金課]

平成20年4月より75歳以上の保健事業については、愛知県後期高齢者医療広域連合が運営のため今後、広域連合と各市町村で検討し決定していきます。

③ [保健センター]

国からの指針に沿って実施していきたいと考えています。

④ [保健センター]

基本健康診査、及びすこやかドッグを受診された満50歳以上の男性で希望される方に前立腺異抗原（PSA）検査を実施しています。

★印は請願・陳情の重点項目です。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしなさい。
- ② 後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。
- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。
- ④ 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。

【4】

1.

- ① 〔国保年金課〕
国の社会保障政策に関することですので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。
- ② 〔国保年金課〕
国の社会保障政策に関することですので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。
- ③ 〔介護保険課〕
介護保険制度については、国の定め等にしがって運営しており、国で行われている制度改正に関する審議の状況を見守りたいと考えています。

〔福祉課〕
障害者自立支援法については、国の社会保障制度であり、当面はその推移を見守り、意見書・要望書の提出は考えていません。
- ④ 〔国保年金課〕
国の社会保障政策に関することですので、市としては意見書・要望書提出は考えていません。なお、国庫負担金の取扱いに関しては、県・市懇談会等を通じて要望していきます。
- ⑤ 〔福祉部〕
国の制度であり、意見書・要望書の提出は考えていません。

★印は請願・陳情の重点項目です。

<p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>① 2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。</p> <p>② 福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。</p> <p>③ 後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。</p> <p>④ 子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。</p> <p>⑤ 削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。</p> <p>⑥ 精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。</p> <p>⑦ 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。</p>	<p>2.</p> <p>① [国保年金課] 国や県の社会保障政策に関することですので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>② [国保年金課] 県下各市の動向を見ながら判断して行きたいと考えています。</p> <p>③ [国保年金課] 県下各市の動向を見ながら判断して行きたいと考えています。</p> <p>④ [国保年金課] 県下各市の動向を見ながら判断して行きたいと考えています。</p> <p>⑤ [国保年金課] 県下各市の動向を見ながら判断して行きたいと考えています。</p> <p>⑥ [国保年金課] 県下各市の動向を見ながら判断して行きたいと考えています。</p> <p>⑦ [福祉課] 当面は法に準拠した形での実施を考えており、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>
---	--

★印は請願・陳情の重点項目です。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。
- ② 低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。
- ③ 保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。
- ④ 健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤ 県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

3.

①～⑤ [国保年金課]

現在、愛知県後期高齢者医療広域連合で検討中のため、今後県下各市の動向を見ながら判断して行きたいと考えています。